

給実甲第1333号

令和7年2月12日

人事院事務総長

令和6年改正法附則第4条及び第5条の規定に基づく号俸の切替え  
及び号俸の調整について（通知）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第4条及び第5条の規定に基づく令和7年4月1日における号俸の切替え及び号俸の調整については、下記に従って実施してください。

記

## 第1 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給与法 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）をいう。
- 二 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）をいう。
- 三 規則9―8 人事院規則9―8（初任給、昇格、昇給等の基準）をいう。
- 四 切替日 令和7年4月1日をいう。
- 五 新号俸 切替日における号俸をいう。

## 第2 号俸の切替え（改正法附則第4条関係）

切替日の前日において給与法別表第1から別表第10までの俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、改正法附則第4条（号俸の切替え）に定めるところにより決定される。

## 第3 切替日前の異動者の号俸の調整（改正法附則第5条関係）

### 1 改正法附則第5条の「人事院の定めるこれに準ずるものをした職員」

改正法附則第5条の「人事院の定めるこれに準ずるものをした職員」は、切替日前において規則9—8第17条（人事交流等により異動した場合の号俸）、第18条（特殊の官職に採用する場合等の号俸）、第19条（特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外）又は第26条（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員のうち、当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなる職員とする。

### 2 切替日前に昇格等の異動又はこれに準ずるものをした職員の号俸の調整

切替日前において昇格をした職員及び俸給表異動職員等（切替日前において規則9—8第28条（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）の規定に基づき号俸を決定された職員であって当該号俸を決定する際の計算の過程において切替日前に昇格をしたこととなるもの及び前項に規定する職員をいう。以下この第3において同じ。）のうち、切替日において行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び規則9—8第38条の2各号に掲げる職員（次項第1号において「行(一)8級以上職員等」という。）であるもの（切替日において昇格をした職員及び俸給表異動職員等であって号俸を決定する際の計算の過程において切替日に昇格をしたこととなるものを除く。）の新号俸については、改正法附則第5条（切替日前の異動者の号俸の調整）の規定に基づき、次項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

### 3 調整の要領

- 一 切替日前において昇格（行(→)8級以上職員等の職務の級への昇格に限り、俸給表異動職員等にあつては、号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が2回以上あった場合にあつては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として規則9—8各条の規定を適用した場合に得られる号俸が改正法附則第4条に定めるところにより決定される新号俸より有利な職員については、当該得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、調整の際の規則9—8第23条（昇格の場合の号俸）の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を、切替日の前日に受けていたものとみなす。
- 二 前号の規定に該当する職員のうち、切替日前における号俸の決定について個別に人事院又は事務総長の承認を得て決定された職員にあつては、同号の規定にかかわらず、あらかじめ事務総長の承認を得てその者の新号俸を決定することができる。

## 第4 職員に対する通知等

### 1 職員に対する通知

改正法附則第4条及び第5条の規定の適用を受けた職員に対しては、その旨を人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下この項において「通知書等」という。）により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

#### 一 改正法附則第4条の規定の適用を受けた職員

令和7年4月1日 令和6年法律第72号附則第4条の規定により○号

俸を給する

二 改正法附則第5条の規定の適用を受けた職員

令和7年4月1日 令和6年法律第72号附則第5条の規定により○号俸を給する

2 号俸の切替え等に当たっての号俸の算出の過程等の明確化

号俸の切替え等に当たっては、改正法附則第4条及び第5条の規定の適用を受けた職員について、調書等を作成し、その号俸の算出の過程等を明確にしておくものとする。

第5 号俸の切替え等に関する特例

号俸の切替え等に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ事務総長の承認を得て別に定めることができる。

以 上